

役員報酬並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人東京都専修学校各種学校協会（以下「本協会」という。）定款第26条の規定に基づき、役員報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち本協会を主たる勤務場所とする者をいい、非常勤役員とは常勤役員以外の役員をいう。
- (3) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 本協会は、常勤役員に対しては、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員には、賞与を支給することができる。
- 3 常勤役員には、退職金を支給しない。
- 4 非常勤役員には報酬を支給しない。ただし、公認会計士、弁護士、有識者等、外部非常勤役員に対しては、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 本協会の常勤役員の年間報酬額は、賞与を含め1人当たり1,500万円以内とする。

- 2 常勤役員のうち各々の理事の報酬額は理事会の決議を経て会長が定める。
- 3 常勤役員のうち各々の監事の報酬額は監事の協議により定める。
- 4 外部非常勤理事の報酬は会議出席1回当たり3万円とする。
- 5 外部非常勤監事の報酬は会議出席1回当たり3万円とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員報酬等は、通貨をもって本人に支払うものとする。

2 役員等が報酬等の全部又は一部につき自己の金融機関口座への振込みを希望した場合には、その方法によって支払うことができる。

(報酬の支給日)

第6条 常勤役員の報酬等は職員給与の支給日に支給し、外部非常勤役員の報酬等は会議出席の都度支給する。

(費用)

第7条 本協会は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 常勤役員には、通勤の実態に応じ、職員の支給基準に準じて通勤費を支給する。

(公表)

第8条 本協会は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第2項の規定により、この規程を公表するものとする。

(改正)

第9条 この規程の改正は、総会の議決により行うものとする。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。(平成23年5月24日総会議決)

附 則

この規程は、平成25年11月13日から施行する。